

行政事業レビューシート (環境省)

予算事業名	独立行政法人環境再生保全機構 債権管理回収業務償却処理経費	事業開始 年度	平成16年度	作成責任者					
担当部局庁	総合環境政策局	担当課室	総務課	総務課長 川上 尚貴					
会計区分	一般会計	上位政策	環境政策の基盤整備						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	独立行政法人環境再生保全機構法 附則第13条	関係する計 画、通知等	①環境再生保全機構第二期中期目標 ②環境再生保全機構第二期中期計画 ③債権管理回収業務補助金交付要綱 ④環境事業団・独立行政法人における債権・債務処理 方針(平成14年12月24日 環境省・環境事業団) ⑤独立行政法人会計基準第11章第84(事後に財源 措置が行われる特定の費用に係る会計処理)						
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	独立行政法人環境再生保全機構法附則第7条第1項に基づく承継業務(建設譲渡事業及び貸付事業)に係る債権の 管理及び回収業務の確実かつ円滑な実施。なお、新規事業は平成18年度をもってすべて終了済。								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	旧環境事業団が行っていた産業公害を防止するために建設し譲渡した施設及び公害防止施設に対する貸付事業に 係る債権の管理・回収業務を独立行政法人環境再生保全機構へ承継する際、民間準拠で貸倒引当金を計上すること となり、新たに多額の繰越欠損金(約360億円)が発生。この繰越欠損金を解消するために国庫補助金を毎年度交付 するものである(定額補助)。なお、補助金交付対象となる繰越欠損金の額を明確にするため、独法会計基準に基づき 「未収財源措置予定額」として計上している。								
実施状況	16年度期首357億円計上された未収財源措置予定額は、中期計画どおり毎年度補助金が交付されたこと等から、21年度 末では87億円まで順調に減少・解消が進んでいるところである。								
	未収財源措置予定額の推移 (単位:百万円)								
	区 分	16年度期首	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	
	未収財源措置予定額	35,685	29,886	24,257	18,139	14,390	10,917	8,742	
	補助金受入	-	△ 5,400	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000	△ 3,700	△ 3,700	
	貸倒損失	-	1,246	1,248	340	290	205	-	
	貸倒引当金戻入	-	△ 1,678	△ 3,605	△ 2,826	△ 496	△ 503	-	
	貸倒引当金繰入	-	-	-	-	-	-	1,127	
	償却済債権取立益	-	△ 263	△ 67	△ 346	△ 170	△ 152	△ 71	
	未収利息発生額	-	296	795	714	627	677	469	
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求			
	予算額(補正後)	4,000	3,700	3,700	3,200	3200			
	執行額	4,000	3,700	3,700					
	執行率	100%	100%	100%					
	総事業費(執行ベース)	43,768	34,080	37,673					
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	支出先:環境再生保全機構 交付要綱に基づき、前事業年度財務諸表における承継勘定の未収財源措置予定額のうち当該年度予算の範囲内で 交付決定を行っている。 また、環境省独立行政法人評価委員会における毎年度の業務実績評価において、承継業務に係る債権・債務の適切 な処理の観点から評価を受けている(平成20年度 A評価)。							
	見直しの余地	「環境事業団・独立行政法人における債権・債務処理方針」において、「環境省は、当該補助金について、各年度の予算 要求に際し、責任を持って所要額の要求を行うものとする。」とされていることから、第二期中期計画予算に基づき、今 後も引き続き(平成25年度まで)予算要求を行う必要がある。 ただし、今後の所要額を可能な限り削減するため、環境再生保全機構において、正常債権以外の債権の残高を圧縮す るための最大限の自助努力(①約定弁済先の管理強化、②返済催告、③厳正な法的処理、④迅速な償却処理)に引き 続き積極的に取り組む必要がある。							
予算・監視の効率	現状維持 (今後の所要額を可能な限り削減させるため、引き続き自助努力に努めること。)								
補記									

環境省  
(債権管理回収業務補助金)  
3,700百万円

旧環境事業団より承継した建設譲渡事業等に係る不良債権について、環境再生保全機構において最大限の自助努力による償却財源を調達することとしているが、こうした自助努力を前提としたうえで、債権管理回収業務の迅速かつ適切な実行に必要な限りにおいて補助金を交付

A.(独)環境再生保全機構  
3,700百万円

旧環境事業団から承継した建設譲渡事業等に係る債権の管理・回収を行う。

正常債権以外の債権の残高を圧縮するため、①約定弁済先の管理強化、②返済恣憑、③厳正な法的処理、④迅速な償却処理に積極的に取り組むとともに、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、財務状況からみて返済確実性の認められない債権等の償却処理を実施。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

A.(独)環境再生保全機構			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
償却処理費	返済確実性の認められない債権等の償却処理	3,700			
計		3,700	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)